

福 障 第 1477号

令 和 3 年 7 月 21 日

障害児通所支援事業者担当者様

寝屋川市福祉部障害福祉課長

障害児通所支援における医療的ケア児に係る  
基本報酬区分の設定について

平素は本市障害福祉施策にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度の報酬改定において、厚生労働省から障害児通所支援における医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定についての取り扱いが示されています。

従前の取り扱いでは、医療的ケア児は状態に関わらず一般児と同じ報酬単価でしたが、今後は医療的ケア児の新判定スコアの点数に応じて段階的な基本報酬が設定されることとなりました。別紙、新判定スコアを参照の上、貴事業所に通所されている児童が基本スコアの対象となるかご確認ください。

対象児童については、状態に応じて、主治医による判定と新判定スコアの提出等が必要となりますので、障害福祉課の地区担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、一般事業所（非重心対象）が医療的ケア児に係る基本報酬を算定する場合、指定権者（指導監査課）への届け出が必要になりますので併せてご確認ください。

1 別紙

医療的ケア新判定スコア様式

2 参考

医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取り扱いについて

〒572-8555

大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市福祉部障害福祉課

担当：辻、今西、宇野

電話：072-812-2026

内線：3656・3660